

令和7年度に中学校に入学するお子様の保護者の方へ

新入学学用品費入学前支給 申請案内

京丹後市教育委員会事務局学校教育課

市では、経済的な理由によって就学困難な場合に就学援助費を支給しています。令和7年度に中学校へ入学する予定のお子様の保護者の方を対象に、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給しますので、以下を読んでいただき、支給を希望する方は、申請書を提出してください。

1 支給の対象となる方

以下のすべての条件にあてはまる場合に、入学前支給の対象となります。

なお、今回の令和7年度新入学児童生徒学用品費の入学前支給については、認定基準を引き上げております。

① お子様が市内に住所を有し、令和7年度に中学校に入学する予定のお子様がいる方(※1)

②令和7年度就学援助制度の認定基準で、準要保護者の基準に該当する方(※2)(※3)

(※1) 特別支援学校中学部に入学予定の場合は、別途制度による支給があるため、本制度は対象となりません。

(※2) 生活保護を受給中の方は、生活保護費から新入学準備費用が支給されるため、本制度は対象となりません。

(※3) 次のいずれかにあてはまる場合、準要保護者の基準に該当します。

●令和6年度において次のいずれかの措置を受けた対象者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法第295条第1項に基づく市民税の非課税(障害者、寡婦又はひとり親)

ウ 地方税法第323条に基づく市民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の免除

キ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収猶予

ク 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給(全額支給の場合)

ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付

●世帯の令和6年度(令和5年分)課税所得が所得基準額以下である場合

【所得基準額の例】

家族構成(年齢はR7.4.1現在)	令和6年 (引き上げ前)	令和7年 (引き上げ後)	ひとり親加算の有無
父41歳 母39歳 子12歳	2,125,526円	2,452,530円	無
父41歳 母39歳 子12歳 子9歳	2,563,171円	2,957,505円	無
母39歳 子12歳 子9歳	2,315,762円	2,635,110円	有(240,000円)

※ ア～ケまでの要件で認定する場合は申告制となりますので、該当する場合は申請書の記入欄に必ずチェックをしてください。

※ 上記の基準は目安であり、該当すれば必ず認定になるものではありません。

裏面もあります

2 支給額・支給日等

支給額：63,000円

支給日：令和7年2月14日（金）（予定）

支給方法：申請書に記入された口座にお振込みいたします。

3 申請方法

支給を希望される方は、現在お子様が在籍している小学校及び学校教育課にて申請書を配布しますので、提出期日までに申請書を提出していただくか、本市のホームページより電子申請を行ってください。

提出期日 令和6年12月23日（月）（期限厳守）

提出先 お子様が在籍している小学校または

京丹後市教育委員会事務局学校教育課

※申請書は、お子様1人につき1枚を提出してください。

※申請書はありのままを詳しく記入してください。

虚偽の申請書、不明確な申請書は受理出来ないことがあります。

※審査に際し、申請書の他に必要書類の提出を求めることがあります。

※現在、就学援助費を受給している方で、令和7年度も引き続き就学援助費の受給を希望する場合は、必ず今回の申請を行ってください。今回の申請が継続申請の代わりとなります。ただし、小中学校の他学年に兄弟がいる場合、兄弟の継続申請については後日小中学校を通じて案内します。



電子申請を希望の方は上記HPより手続きして下さい

4 支給決定及び通知について

支給を決定した場合は、支給日までに新入学学用品費支給決定通知書を送付します。

審査により、支給対象外となった場合についても、該当者に通知を行います。

5 支給した費用の返還について

入学時に準要保護者の要件を満たさない場合は、支給の決定を取り消し、すでに支給した新入学学用品費を全額返還していただきます。

【支給要件を満たさない場合】

- ① 入学するまでにお子様が京丹後市外に転出した場合。
- ② 令和7年度に就学予定者が中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）に入学しない場合。
- ③ 入学前支給の決定については、申請時点の世帯所得状況を元に支給決定しますが、入学期日時点（令和7年4月1日）の世帯所得状況が確定後に改めて審査を実施した結果、準要保護の認定基準を満たさない場合。
- ④ その他、お子様又はその保護者の方が入学期日において準要保護者に該当しない場合。

6 その他

●この申請は、令和7年度の準要保護者の審査も兼ねているため、支給決定した場合は、入学後に学用品費、給食費等の就学援助費を支給します。また、準要保護者の認定通知は入学後に発送します。

●申請等にあたってご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

京丹後市教育委員会事務局学校教育課 就学援助担当

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226（電話：0772-69-0620）